



島根県報

平成16年 8月20日 (金)
第 1,600 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	1
土地改良区の解散認可	(農村整備課)	1
県営土地改良事業の工事の完了	(")	2
保安林の指定の解除 (3 件)	(森林整備課)	2
保安林予定森林	(")	3
保安林の指定施業要件の変更	(")	3
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(水産課)	3
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	4
地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	4
公有水面埋立ての免許	(港湾空港課)	4

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (3 件)	(環境生活総務課)	6
肥料の登録の更新	(生産振興課)	7
特定調達公告		
ナノ材料評価解析装置の調達にかかる一般競争入札の実施	(産業振興課)	8

告 示

島根県告示第816号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年 8月20日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 ライプロ	福祉用具貸与	有限会社 ライプロ	八束郡鹿島町大字名分1155番地54	平成16年 8月9日

島根県告示第817号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、邑智郡口羽村土地改良区の解散を平成16年8月10日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年 8月20日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第818号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成16年8月20日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
吉野地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）	平成14年9月30日
西代地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）	平成14年2月22日
上新宮地区農道事業（県営ふるさと農道整備事業）	平成10年6月4日

島根県告示第819号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年8月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
八束郡鹿島町大字佐陀本郷字野原2954 - 6、2954 - 10
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第820号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年8月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
那賀郡弥栄村大字門田813 - 13
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
林道用地とするため

島根県告示第821号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項にお

いて準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成16年 8 月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
隠岐郡西郷町大字中村字荷場山858 - 11、858 - 16、858 - 35
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第822号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成16年 8 月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
簸川郡大社町大字杵築東字丸山3243
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
立木の伐採を禁止する。

島根県告示第823号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成16年 8 月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成13年11月 9 日島根県告示第817号
 - (2) 変更に係る指定施業要件
ア 立木の伐採の方法 変更しない。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成14年 1 月25日島根県告示第55号
 - (2) 変更に係る指定施業要件
ア 立木の伐採の方法 変更しない。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第824号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成16年8月20日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中	年1.7%以内	を	年2.0%以内	に改める。
	年1.7%以内			

附 則

- この告示は、平成16年8月20日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成16年7月22日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第825号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成16年8月20日

島根県知事 澄 田 信 義

第5条第2号中「1.7パーセント」を「2.0パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成16年8月20日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成16年7月22日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第826号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年8月20日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
出雲市	平成14年度～15年度	27枚	1冊	和久輪	平成16年8月11日
日原町	平成10年度～16年度	66枚	1冊	日原	平成16年8月11日

島根県告示第827号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成16年8月20日

島根県知事 澄田信義

1 免許年月日

平成16年7月29日

2 免許受入

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県隠岐郡西郷町大字飯田1番、2番1、6番2及び8番に接する主要地方道西郷布施線の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と2の地点とを結ぶ平成15年の秋分の満潮位(D.L.+0.370メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 島根県隠岐郡西郷町大字飯田字宮原7番地の国土地理院宮原四等三角点(北緯36度13分25秒097、東経133度20分55秒227)から173度35分05秒、624.74メートルの地点

2の地点 1の地点から112度08分27秒、14.91メートルの地点

ウ 面積

46.33平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県隠岐郡西郷町大字飯田1番、2番1、6番2及び8番に接する主要地方道西郷布施線の地内並びに同町大字飯田6番25の地内並びに同町大字飯田6番8の地内及び同地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とJの地点とを結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 島根県隠岐郡西郷町大字飯田字宮原7番地の国土地理院宮原四等三角点(北緯36度13分25秒097、東経133度20分55秒227)から174度40分39秒、604.09メートルの地点

Bの地点 Aの地点から115度29分21秒、8.02メートルの地点

Cの地点 Bの地点から79度49分38秒、11.04メートルの地点

Dの地点 Cの地点から100度07分26秒、26.89メートルの地点

Eの地点 Dの地点から179度02分11秒、1.42メートルの地点

Fの地点 Eの地点から120度41分11秒、3.88メートルの地点

Gの地点 Fの地点から85度50分28秒、1.75メートルの地点

Hの地点 Gの地点から166度59分29秒、30.07メートルの地点

Iの地点 Hの地点から256度59分33秒、30.20メートルの地点

Jの地点 Iの地点から289度45分21秒、40.85メートルの地点

ウ 面積

2,197.04平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年8月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年8月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 風の子たき

3 代表者の氏名

柳 樂 吉 樹

4 主たる事務所の所在地

簸川郡多伎町大字口田儀458番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、環境問題に関心のあるものが協働、協力して自然体験・環境学習および意識の啓発等の活動を行うことにより、環境にやさしい地球社会を創造することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年8月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年8月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 まつえ・まちづくり塾

3 代表者の氏名

井ノ上 知子

4 主たる事務所の所在地

松江市石橋町177番地28

5 定款に記載された目的

この法人は、まちづくりの実践及び提案に関する事業を行い、住民参加のまちづくりのあるべき姿を追求する。また、まちづくりに関心を持つ多くの者に対し、親睦・交流を深めるための情報提供やネットワークの機会の提供を行うこと

により地域社会への貢献に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター (県庁南庁舎 1 階)

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年 8月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年 8月 9 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 まめだがネット

3 代表者の氏名

大島 恒雄

4 主たる事務所の所在地

簸川郡佐田町大字反辺1587番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、佐田町民及び佐田町を愛する全ての人々に対して、農業が持つ様々な可能性を通して佐田の良さを継承していくとともに、地域の諸団体と連携しつつ、高齢者と女性を中心に、生きがいを作っていく農業の普及と地産地消活動の推進を図り、生きがいと健康づくり、都市との交流を促進し、もって地域の発展とそこに暮らす人々の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター (県庁南庁舎 1 階)

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第12条第 2 項の規定により、次の肥料の登録を更新したので、同法第16条第 1 項の規定により公告する。

平成16年 8月20日

島根県知事 澄 田 信 義

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
島肥登第 392号	なたね油かす及 びその粉末	5.0なたね油か す粉末	窒素全量 5.0 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	該当なし	有限会社影山製油所 島根県出雲市芦渡町 583番地1	平成22年 8月19日

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成16年8月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 調達内容

(1) 購入物品等の名称及び数量

ナノ材料評価解析装置（機器調達、設置、配線、調整等）一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年1月31日

(4) 納入場所

島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 平成15年及び平成16年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等（平成14年島根県告示第804号）により資格を認定され、その中分類「理化学機器」においてA等級に格付けされた者であること。

なお、同告示による資格審査を受けていない者にあつては、直ちに同告示二の規定に基づき資格審査の申請手続を行うこと。

(4) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者指名停止措置要領（平成13年1月23日付け会発第149号）に基づく入札参加資格者指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町1番地

島根県商工労働部産業振興課 担当 曳野

電話 0852 - 22 - 5293

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成16年 8月20日(金)から平成16年 9月 3日(金)までの間、上記(1)の場所において交付する。

交付時間は、午前 9時から正午まで及び午後 1時から午後 4時までとする。

(3) 現場説明会

日時：平成16年 9月 6日(月) 午前10時00分から

場所：島根県松江市北陵町 1番地 島根県産業技術センター(テクノアークしまね内)

(4) 入札参加資格を確認する書類の提出期間及び場所

平成16年 8月20日(金)から平成16年 9月10日(金)までの間に上記(1)の場所に提出すること(郵送でも可)。

受付時間は、午前 9時から正午まで及び午後 1時から午後 4時までとする。

(5) 入札書の受領期限

平成16年 9月29日(水) 午前10時30分(郵便による入札にあつては、午前10時必着)

(6) 開札の日時及び場所

日時：平成16年 9月29日(水) 午前11時00分から

場所：島根県松江市殿町 1番地 島根県庁会議棟 1階第 1会議室

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積る契約金額の100分の 5 以上の入札保証金を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を有することを確認する書類については、入札書の提出に先立ってあらかじめ提出するものとする。

イ 上記の場合、入札者は開札日時までの間において島根県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であつて、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required : Analysis and observation system for nano-materials

(2) Deadline to submit documents for confirmation of qualification : 4:00a.m. 10 September , 2004

(3) Deadline for submission of tenders : 10:30a.m. 29 September, 2004

Deadline for submission of tenders by registered mail : 10:00a.m. 29 September , 2004

- (4) Contact point for the notice : Industrial Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-Machi, Matsue-Shi, Shimane-Ken, 690-8501 Japan TEL 0852-22-5293